

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 6 号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則（令和 2 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 4 年 6 月 30 日」を「令和 4 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。